

平成30年度さいたま市立中島小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校では、中島小学校3つの基本（生活の基本、行動の基本、コミュニケーションの基本）をもとに、豊かな人間性の育成を図るとともに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、おこりうるものである。」という基本認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、対応を組織的に行う。そして、いじめを生まない土壤をつくるため、中島小学校の学校・家庭・地域（オール中島）一体となって、子どもたちを中心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるため、「さいたま市立中島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

中島小3つの基本（教職員・児童とともに意識して）

◎生活の基本「中島小3つの大切」

◇あいさつをしっかりしよう ◇きれいな学校にしよう ◇はきものをそろえよう

◎行動の基本「中島小3つの行動」

◇人のいやなことは言わないしない ◇人のせいにしない ◇いやなことから逃げない

◎コミュニケーションの基本「心を潤す4つの言葉」

◇おはようございます ◇ありがとうございます ◇ごめんなさい ◇はい

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは、絶対に許されない」という認識をもち、いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- 2 いじめに係る情報を得た際には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応し、保護者・地域・関係機関と連携して、いじめを受けている児童を守り抜きます。
- 3 いじめを行った児童には、毅然とした態度で指導するとともに、必要に応じて成長支援の観点から支援や専門機関への相談を行います。
- 4 教育活動全体を通して、豊かな情操を育み、道徳的実践力と人権意識の涵養、他者を理解・尊重する態度の育成を図るとともに、児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、

背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的には影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員 A・・・校長、教頭

B・・・教務主任、生徒指導主任、各学年主任及び生徒指導担当、
教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわや
か相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター
スクールソーシャルワーカー

C・・・学校評議員（PTA会長、青少年育成中島地区会会长、防犯ボラン
ティア代表、民生委員、青少年育成会中島地区会補導委員長、交通
指導員、元PTA会長、自治会長、幼稚園園長）

※必要に応じて、医師、弁護士、警察官経験者など、構成員以外の関係者を
招集し、対応する。

（3）役割 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題を取り組む
にあたって中核になる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられ
る。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害者への支援・加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正

- ・いじめの防止等に係る行内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校いじめ防止基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）

- (4) 開 催 定 例 会（各学期1回～学校評議員連絡会と兼ねて開催）出席者A,C
校内委員会（月1回、生徒指導委員会と兼ねて開催）出席者A,B
臨 時 部 会（必要に応じて、必要な構成委員を招集して開催）

(5) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

V いじめの未然防止「学校いじめ防止プログラム」

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2　主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 学校公開日に道徳の授業を保護者や地域に公開することを通して、「心の教育」大切さについての情報発信と意識啓発を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会によるいじめ撲滅に向けたキャンペーンの展開（学校スローガンづくりなど）
- ・校長講話（いじめ問題に対する学校の姿勢や対応、いじめ対策委員会の組織や活動について）
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導（「いじめ防止指導事例集」等を活用）
- ・簡易アンケートの実施

- ・学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への啓蒙活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 4月の初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気が出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめ未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的、計画的に「人間関係プログラム」で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 ニコ友タイム（縦割り活動）を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができるようとする。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようとする。
- 「縦割り活動」11回

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多いことを踏まえ、自分が信頼できる大人に相談できるようとする。
- 授業の実施：5年生、6年生 ⇒ 6月
※授業の実施日等を職集で伝達し、多くの教職員が授業参観できるようとする。

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 対象：5年生 4月（児童と保護者が共に学ぶ機会とする。）

- 「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為である」ことを、児童に理解させる。

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) こどもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

(1) 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・共有した情報に基づき、組織的に、迅速に対応すること。

(2) 健康観察

一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底

(3) 授業中

姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等

(4) 休み時間

独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(5) 給食

班から離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

(6) 登下校指導

独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」「心のお天気アンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①「心と生活のアンケート」(年間3回) | ②「心のお天気アンケート」(年間3回) |
| ・4月：3～6年 | ・4月：2年 |
| ・9月：3～6年 | ・9月：1，2年 |
| ・1月：3～6年 | ・1月：1，2年 |

(2) アンケート結果

：学年、学校全体で共有する。

(3) アンケート結果の活用

：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市

教委から配付されている、面談シートに、「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 心と生活のアンケート、心のお天気アンケートを年間3回実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した場合には、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 教育相談日は、毎月最終水曜日に設け、案内文書を配布し、保護者と担任が必要に応じて話し合いがもてるようとする。
- (2) 教育相談週間（6月）には、4月に行った心と生活のアンケートや、いじめの簡易アンケートを基に面談を実施し、児童の様子を確認する。
- (3) 保護者や児童が相談ができる体制づくりに努める。
 - ①児童に気になることがあるときには、学級担任がすぐに家庭に連絡していく体制を確立する。
 - ②保護者が相談しやすいように、さわやか相談員、スクールカウンセラーの来校日を保護者に知らせ、連携をとりやすいようにする。また、関係中学校の「さわやか相談室」の電話番号を知らせ、保護者が学校を通さないで直接相談できる体制を整える。
 - ③土合中学校の「さわやか相談室だより」を配付する。
- (4) 児童が相談ができる体制づくりに努める。
 - ①「なかよしポスト」を設置し、相談の予約を受ける。
 - ②相談したい教職員を児童が指名する。

5 地域からの情報収集

P T A 役員、学校評議員、青少年育成中島地区会員、自治会長、防犯ボランティア、主任児童委員、民生委員等から、日常的に気になったことについての情報を収集するとともに、いじめを認知した場合には、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

- 教頭は、校長の命を受け、組織的対応の要として、教職員を指導する。
- 教務主任は、教頭の命を受け、関係教職員の連絡・調整を行う。
- 担任は、事実確認のため情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年主任は、担当する学年児童の情報収集を行う。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報が全職員で共通理解できるための体制づくりをする。

- 教育相談主任は、保護者からの相談に応じて、外部機関と連絡調整をする。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。校内、校外のコーディネーターとして関係者の連絡・調整を図る。
- 養護教諭は、欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。
- スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリングを行う。
- スクーチャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じた時は直ちに学校に連絡する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- その他、全職員で校内巡視をこまめに行い、児童の様子を日常的に把握し、いじめの早期発見に努める。また、教室内がよく見えるように入口の窓ガラスの交換を行うなど、風通しのよい校内環境に努める。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

- 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないため極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ウ) 学校は「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- (1) 「中島小学校いじめ防止基本方針」の確認（4月 職員会議）
- (2) 「中島小学校いじめ防止基本方針」の修正（2月 職員会議）

2 校内研修

- (1) 「児童理解研修」（6月、2月）
- (2) 「生徒指導に係る伝達研修」（8月）
- (3) 「特別支援教育、教育相談、国際教育理解、人権教育に係る研修」（8月）

X P D C A サイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C A サイクルの期間）の決定

P：前年度末のいじめ対策委員会や学校評議員会（各学期1回開催）での検証を踏まえ、
今年度の取組の改善を図る。

D：各学期（いじめ防止基本方針に基づいた取組を行う。）

C：年度末の学校評価（教職員、児童、保護者へのアンケート）、いじめ対策委員会、定例会や学校評議員会（各学期1回開催）をもとに、成果と課題を明確にし、具体的な改善策を講ずる。

A：今年度の検証結果を踏まえ、年度毎にいじめ撲滅の取組を展開する。